

第12回 憲法統治機構論の基礎2——内閣と行政権

今回は、内閣と行政権について検討します。まずは、内閣の組織と権能について考えます。次に、議会と政府との関係について検討したうえで、衆議院の解散の問題を考えます。アメリカ合衆国のように、政府（大統領）を国民が選挙で直接選べる方法と、わが国のような、議会の議員が政府（内閣）を選ぶ方法とでは、統治機構の制度として、どちらが優れていると思いますか。

5. 内閣の組織

- ・ 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である（66条1項）。内閣総理大臣及び国务大臣は、_____でなければならない（66条2項）。
- ・ 内閣総理大臣は、_____の中から_____が指名し（67条）、_____が任命する（66条1項）。国务大臣は、_____が任命し（68条1項）、_____が認証する（7条5号）。国务大臣については、過半数が_____であることを要し、その全員が_____である必要はない（68条1項但書）。

6. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限

- ・ 内閣の職権は、閣議により行われる（内閣法4条）。閣議は原則として非公開である。
- ・ 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国务の総理（73条1号）、外交関係の処理（73条2号）、条約の締結（73条3号）、官吏に関する事務の掌理（73条4号）、予算の作成と国会への提出（73条5号）、政令の制定（73条6号）、恩赦の決定（73条7号）、天皇の国事行為に対する助言と承認（3条、7条）、衆議院の解散（後述）、最高裁判所長官の指名（6条2項）、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命（79条1項、80条1項）などがある。
- ・ 内閣総理大臣の権限には、国务大臣の任免権（68条）や国务大臣訴追の同意権（75条）などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し（72条）、法律・政令へ連署する（74条）。
- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う（66条3項）。

- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない(69条、70条)。

7. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会と政府とを直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制（大統領制）と、国民が議会を選挙で選出し、その議会によって政府を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。

8. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に議員の資格を失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐっては、7条説、69条説、65条説などが対立している。

次回と次々回は、裁判所と司法権・違憲審査権について扱います。

まず、裁判所の権能を概観するとともに、裁判所の組織と司法権の独立について検討します。裁判所は何をする機関なのか、裁判所にはどんな種類があるのか、裁判所が正常に機能するにはどのような状態が保たれていることが必要なのか——こういった問題について考えてみましょう。ここまでの講義の復習を兼ねて、教科書の第12章（154-163頁）を読んでおきましょう。

次に、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界を考えます。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるとしても裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。